

申告のときに必要なもの

- ・申告案内（通知が届いた人）
- ・印かん

※税務署から申告案内が届いた人は、税務署で申告してください。

このほか、申告のときに必要なものは、申告をする人それぞれの所得の種類などによって、次のとおりとなっています。

◆給与・年金所得がある人

- ・給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書
- ・公的年金などの源泉徴収票

※所得税の還付を受ける人は、源泉徴収票（原本）と本人名義の預貯金通帳（口座番号がわかるもの）を持参してください。

◆個人年金・保険の満期金がある人

- ・保険会社などが発行した支払い金額がわかるもの

◆事業、不動産所得がある人

- ・収入（売上額・出荷額・水揚げ額等）や経費などがわかる書類や帳簿（所得の種類ごと、経費などの科目ごとに集計してきてください。計算をしていないと、申告の順番が後回しになる場合があります）。

- ・固定資産税課税明細書
- ・領収書

※農業所得は、収支計算による申告となります。販売（出荷）伝票や必要経費がわかる領収書・営農口座の通帳などを項目ごとに分けて集計しておいてください。また、自家消費分については、収穫量を記録しておいてください（「もみで〇俵」など）。

◆社会保険料控除を受ける人

- ・年金や健康保険税（料）などの領収書または納税額確認書
- ・国民年金保険料控除証明書

※国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料が年金から差し引き（特別徴収）される保険税（料）の控除を受けることができるのは受給者本人のみとなります。

◆生命保険料控除や地震保険料控除を受ける人

- ・支払った保険料の証明書

◆医療費控除を受ける人

- ・支払った医療費の領収書など（受診者・医療機関ごとに集計してください）
- ・生命保険や医療保険の高額療養費などで補てんされる金額の明細書
- ・介護保険高額介護サービス費支給決定通知書

※おむつ代の医療費控除を受けるときは、領収書と医師のおむつ使用証明書が必要です。ただし、介護保険被保険者でおむつが必要と認められる人は、2年目から市が発行する確認書と領収書で控除を受けることができます。詳細は本庁・高齢者支援課へお尋ねください。

※国民健康保険、後期高齢者医療保険の高額療養費支給額明細書が必要な人は、保険証と印かんを持参して、本庁・国保年金課または各支所担当課で申請してください。

◆障害者控除を受ける人

- ・障害者手帳または障害者控除対象者認定書

※認定書は、身体や精神に障がいがある65歳以上の人で、その障がいが①身体障がいの1～6級②知的障がいの軽度・中度・重度③寝たきりと同じ程度と認められる人へ発行します。①と②は本庁・福祉課で、③は同・高齢者支援課で申請してください（各支所担当課でも申請できます）。

◆雑損控除を受ける人

- ・被災証明書
- ・被害を受けた住宅、家財の明細書や、支払った修繕費などの領収書
- ・損害保険などで補てんされる金額の明細書

◆寄附金控除を受ける人

- ・寄附先から交付された寄附金の受領証など

※自治体への寄附（ふるさと寄附金）を行った場合も申告が必要となります

◎市・県民税の申告についての詳細は、本庁・課税課☎231111または、各支所担当課へお尋ねください。

◎所得税の申告については天草税務署☎22510へお尋ねください。

閉校記念シリーズ

ありがとう。わが母校

3月31日をもって、市内10の小学校が閉校します。

「市政だより天草」では、閉校記念シリーズ「ありがとう。わが母校」をテーマとして、2号に分けてこれらの小学校のあゆみ、在校生や卒業生の皆さんに母校に寄せる思いなどを語っていただきます。

今号では、牛深地域の牛深、二浦、魚貫、天附の4小学校、御所浦町の御所浦北小学校を紹介します。

なお、牛深地域の4校は牛深小学校の校舎で牛深小学校としてスタートし、御所浦北小学校は御所浦小学校と統合します。